

平成20年度第4回春日市障がい者施策推進協議会 議事録

1 開催日時 平成20年12月17日(水) 午後2時～午後4時00分

2 開催場所 春日井市役所南館4階 第3委員会室

3 出席者

【委員】

会長 稲垣 薫(春日井市社会福祉協議会)
副会長 木全 和巳(日本福祉大学)
委員 溝口 栄一郎(春日井市身体障害者福祉協会)
田中 ヒサ子(春日井市肢体不自由児・者父母の会)
河野 まゆみ(春日井市手をつなぐ育成会)
廣木 一枝(春日井地域精神障害者家族会むつみ会)
土田 まち子(春日井市ボランティア連絡協議会)
市川 潔(春日井市居宅介護支援事業者連絡会)
水野 典夫(愛知県心身障害者コロニー)
牧野 法子(春日井保健所)
青木 孝(春日井公共職業安定所)
大野 利重子(公募委員)
小林 進(公募委員)
道上 寿美(公募委員)

【事務局】

健康福祉部長 入谷直賢、障がい福祉課長 右高正明、
同課長補佐 近田正和、同副主幹 加藤重夫、同主任 相澤八重

【傍聴者】 8名

4 議題

- (1)パブリックコメント結果報告について
- (2)春日井市障がい者総合福祉計画(案)について

5 会議資料

資料1 春日井市障がい者総合福祉計画(中間案)に対する市民意見募集結果について

資料2 春日井市障がい者総合福祉計画(案)

6 議事内容

会長あいさつ

【議題】

稲垣会長：議題1パブリックコメントの結果報告について、事務局から説明をお願いします。

(議題1について事務局説明)

河野委員：説明の中で「計画に加えます」という部分は、この計画で考えていくということですか。

加藤副主幹：「計画に加える」というのは、この計画に加えるということです。

道上委員：国の指針ということですが、行動援護などがひとくくりでわかりにくいので、把握している部分だけでも記述されたらと思います。また、第3章で発達障がい者の人数は把握できないということでしたが、それについてもその現状を書かれたほうがよいと思います。

加藤副主幹：まず、ひとくくりの記載の件ですが、国の指針に沿って作成する必要がありますので、本計画はこの形で掲載したいと思います。次に、発達障がい者の人数の件ですが、発達障がい者については、障がい者医療受給者数でしか把握できないのが現状です。そのため全体数からはかけ離れた数字になるため、記載しないことにしました。

田中委員：この計画の中で、利用者に正しいサービスの利用方法を理解してもらうようなことを盛り込むことはできないでしょうか。

右高課長：計画の中で、ホームページや冊子などで制度やサービス内容について周知し、理解の促進、サービス利用の促進を図ることを掲げています。

田中委員：ヘルパーの減少は、利用者側のわがままな利用も関係があると思います。利用者側が、制度やサービスについて正しく理解することが大事だと思います。

木全副会長：例えば、相談支援事業を例にあげると、間に入ってもらいながら、どう使うとお互いにうまく利用できるか考えることが必要です。もし、事業所のほうが、「こんな事を言われて」と困っているのであれば、支援事業者が少し間に入って、サービスの中身やあり方を説明できたらと思います。支援事業者に間に入ってもらいながら、一緒に解決していく中でお互いに理解することが重要だと思います。

牧野委員：12・13 ページ、施策の体系のところに、精神保健施策の推進

とあります。この部分については、障がい福祉サービスの充実の中に入ると思います。また後には地域生活支援事業の充実という部分にも、加わることになるのかなとも思います。

加藤副主幹：ご意見のとおり、精神保健施策の推進の部分は障がい福祉サービスの充実、地域生活支援事業に重なるものです。

牧野委員：感想になりますが、精神保健福祉施策の推進の中で、家族や本人自身の病気の理解を含め、病気とどう闘うかということへの支援についても今後考えていかなければと思います。

稲垣会長：すでに議題2に入りかけておりますが、議題1についてはよろしいでしょうか

右高課長：パブリックコメントについては市の考え方を、お示したところですが、まだ計画の中に盛り込まれていません。計画に加えるという事項については、次回の協議会でご協議いただくことになると思います。あわせて、このパブリックコメントへの市の考え方の結果については、別途ホームページ等で公表していくこととなりますので、ご承知おきください。

稲垣会長：それでは、続きまして議題2、春日井市障がい者総合福祉計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

（議題2について事務局説明）

河野委員：54 ページに年度別評価、66 ページに見込みがあります。先程パブリックコメントにもありましたが、上の4項目がひとまとめになっているということで、計画上はこれでよいのですが、内訳の数字を教えてくださいたいのと、特に行動援護の部分をお聞きしたい。行動援護は、重度の知的障がい者が利用する移動支援です。自立支援法になって新たにできたものですが、スタート時点からうまく機能していない部分がありました。春日井市内にどのくらい該当する人がいて、いったいどのくらいの人が利用できているのか。数値目標の中で、行動援護がどのくらい占めているのかお聞きしたいのと、行動援護で利用できない人に対して、春日井市はどう考えているのかお聞きしたいと思います。

加藤副主幹：66 ページの障がい福祉サービスの見込み量、ひとくくりにしました居宅介護、重度訪問介護、行動援護、それから重度障がい者等包括支援の内訳を申し上げます。

	H 2 1		H 2 2		H 2 3	
	時間数	利用者数	時間数	利用者数	時間数	利用者数
居宅介護	4013	198	4114	203	4216	208
重度訪問介護	1509	15	1811	18	2012	20
行動援護	277	25	288	26	288	26
重度障がい者等包括支援	0	0	0	0	0	0

行動援護の事業者は、現在もそうたくさんあるわけではございません。また、支給決定人数が何人か、把握しにくいのが現状です。というのは、支給決定を受けても事業所が少なく使えない可能性が高いので、移動支援の方を申請するという方もみえるからです。実際に事業を実施してくれる事業所が見込めず、市としてもなかなか利用を見込めない現状ですので、この数字を挙げているわけです。次に、18・19年度の実績の内訳です。

	H 1 8		H 1 9	
	時間数	利用者数	時間数	利用者数
居宅介護	3373	170	3768	198
重度訪問介護	546	4	850	10
行動援護	247	21	266	24
重度障がい者等包括支援	0	0	0	0

河野委員：障がいの重い人たちへ、市として何か考える、例えば、手当てとして保障するなどを検討してほしいと思います。我慢している障がい者やその家族がいるわけですので、サービスを必要とする人たちに、適切なサービスが行き渡るようにしていただきたいと思います。地域生活支援事業の中で、行動援護対象の人にも期待が持てるような形のものができるば、ありがたいと思います。

稲垣会長：他に何かございますか。

河野委員：66 ページのところの就労継続支援で、多分 19・20 日ぐらいの日数で計算されたと思いますが、実際に十数日しか利用されないと事業所は日割り計算ですから、立ちいかなくなります。運営に困ってくると、サービスの低下につながり、利用者も困ります。計画の数値として見る部分ですが、この数値の裏側にあるものについても考えてほしいと思います。

それから養護学校からの卒業生をどのようにお考えでしょうか。数字の中には出てきていないと思いますが。国の施策で、福祉就労がグレーゾーンだという話も聞いていますが、福祉就労は障がい者にとっては、卒業後の進路の一つだと思います。その辺りのことを、春日井市として今後考えていただきたいと思います。それから、71ページの地域活動支援センター事業について、19年度実績は見込み数に対して150%とのことですが、実際にはもう少し希望者がいたのではと思います。今後、顕著に人数が伸びるのではと期待をしていましたが、あまり変わっていないようで、寂しく思いました。

加藤副主幹：まず、就労継続についてですが、市としては当該月から、土日の数を引いたものではなく、8日を除いた数で支給決定しておりますので、例えば、31日の月でしたら、丸々通所して頂くと23日間ということになりますから、ほぼ毎日通われているということになると思います。それから、先程のお話のように、日割り方式にした際の事業所収入の激減を緩和するものとして、従前の月割りの収入の9割までが補償されることになっています。更に、4月に4%程度、通所施設の報酬単価が上がりましたので、この2策によって、当初に比べれば事業所側の収入は増えたと思います。

来年度になれば、新たに就労AとBができますので、そこで人数・日数も増えてくるのではと見込んでおります。

それから、地域活動支援センター事業でございますが、市内・市外と分けて掲載しております。市外につきましては、現在4箇所利用されていますが、数字的にはなかなか見込めないということで、この数字をあげています。また、23年度市内分については、旧体系の施設が、地域活動に移る予定がありますので、それを見込んだ数となっております。21・22年度に関しては、現状では事業立ち上げの話は市としては聞いておりませんので、これくらいの人数の増加になるだろうという見込みです。

稲垣会長：計画全般についてなにかご意見のある方、ご意見をお聞きしたいと思います。

小林委員：児童デイサービスについて、見直しがあると聞いていますが、その動向を知りたいです。

加藤副主幹：現状の児童デイサービスにはⅠ型とⅡ型がございます。Ⅰ型は、保育園や幼稚園に入る前の未就学児が利用者の7割以上のもので、それに対してⅡ型は、養護学校や特別支援学級からの下校後の、児童デイを指しています。国はこちらの児童デイを来年の9月をもつ

て廃止する方向で、現在は経過措置となっています。しかし、国の見直しのなかで、児童デイのⅡ型がなくなると、かなりの利用者がサービスを受けられなくなってしまうため、今、国の障がい者部会で議論がされています。今日の新聞にも載っていましたが、Ⅱ型の児童デイについても、放課後型児童デイというような名前を付けて、存続させるべきではないかという意見も出ているようです。今年中に何らかの形で、国が方針を打ち出してくると思いますので、市としましても国の動向を注視しているところです。

廣木委員：33 ページ、精神障がいのある人の退院促進の支援とありますが、こういった支援を受けられる人の、条件や日数制限などがありますか？

加藤副主幹：精神障がいのある人の退院促進に向けた支援ということで、市としては現在様々なことを検討している最中ですが条件などについては、今のところ考えていません。

大野委員：内容にむらがあるように感じました。具体的な施策のあるものもあれば、先程の48 ページののよう「防犯知識の啓発を図ります。」だけのものもあります。こういった部分をもう少し充実できませんか。

加藤副主幹：あくまでも基本計画ですので、こういった形で記述しましたが、ご意見として伺っておきたいと思います。

道上委員：情報があまりみなさんの手元まで届いていないように思います。福祉に関する情報は、非常によく変わると思うのであらためて、冊子等にまとめて配布してはと思います。

稲垣会長：制度が変わったときの情報提供の仕方ですね。充実に努めていただきたいと思います。

青木委員：44 ページのところですが、例えば知的障がいのある方が、金銭管理という部分で、携帯電話の高額な支払いをされている方がよくみえます。そういう方のフォローとして、市でなんらかの手立てを取ってくださっているのであれば、教えて頂きたいと思います。

加藤副主幹：市としては1階の市民相談コーナーで相談を受けています。まだ障がい者の方からの相談はないようですが、認知症の方からはあるようです。

廣木委員：サービスの利用状況を各障がい別に、表示できないでしょうか。

加藤副主幹：この表は先程お話したように国の指針に基づき作成していますので障がい別に表示することはできませんが、別の機会にお出しするということなら検討したいと思います。

木全副会長：この計画は、国が財政を試算をするために市町村から集める

計画・数値です。しかしやる以上春日井市にとって、3年後、本当にこれだけの支援が必要なのかというのがわからなかったら、例えばⅠ型・Ⅱ型が現状何人ずつかだということを知りながら、Ⅱ型の部分でこのまま増えていくと、3年後にあと何人分、何箇所必要なのか、そのときにはどこの事業所がどんな形で新しく事業を展開しているのか、法人が新しくできるのか、今の法人があと2つ出してくれるのかということ念頭に置いて、一方でこれは国に出す二重帳簿だよと理解できていないと、読めない数値です。例えば共同生活援助もグループホームもケアホームもそうです、国に上げるのは人数だけです。もうひとつ、明確にしてほしいのは圏域事業ということで、圏域では箇所数まで挙げることになっているはずですが、圏域での箇所数があがったら今度は、春日井市にフィードバックして、実際に春日井市は何箇所何人ということを決めなければいけません。もし圏域のものが決まっていれば、この資料の後ろに、圏域ビジョンで決まった割り当て分担や、数値目標がないと、国の指針とつじつまが合わないことになりま。それから、例えば施設入所支援でも、66ページの表では44から179まで増えるようになっています。新体系に移るからというだけで、このようになっているそうですが、そうすると地域から何人出すかということを含め、新体系では生活介護が昼夜にわかれるから、この分の人数も増えるはずなのです。すると、同じ人が2箇所使っているということになります。例えば日中活動に行けない人・行けている人が本当は何人いるのか、あと何人分頑張る必要があるのかということがきちんとわかっていないとしたら、そちらが先でしょう。それがわかってから、新体系に移る人・旧体系で残る人の数を、この時間軸の中で見て、本当に必要なのは何が何箇所なのか、それをどうやって作るのか考えるのが、本来の計画です。

これは国に出さないといけない計画ですが、一方で、この財政の状況の中で、本当に優先順位をつけるべきものは何なのか、そのためには事業所も、市も、どう頑張ればいいのかということが重要です。

今どこの事業者が何人ぐらいで、どういう活動をしているのかという資源マップの内容なども含めて、3年後どんなように移っていくかということシュミレーションすることが大事です。

稲垣会長：大変高度なお話を聞きました。国に出す資料という点もありますが、これはひとつの指針として、守っていきたいと思います。この次、計画書をお出ししますので、再度ご検討頂いたうえで、5回の協議会の成果として取りまとめたいと思います。長時間にわたりご協議

頂きましたが、今日の協議はこれで終わらせていただきたいと思います。

小林委員：見直しの動向や情報が入りましたら、次の委員会で報告をお願いします。

稲垣会長：よろしいですか。それでは第4回の協議会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

右高課長：次回は1月28日水曜日、午後2時から予定していますのでよろしくをお願いします。

入谷部長：長時間にわたりまして色々な面からご協議頂きましてありがとうございました。今年最後の協議会ということで、本年度は4回にわたり、大変お忙しいところご出席を頂きまして、かなり濃い計画ができたと自負しております。これも一重に皆様よりご意見を頂いた賜物だと思っております。本日はありがとうございました。

上記のとおり、平成20年度第4回春日井市障がい者施策推進協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び副会長が署名及び押印する。

平成 年 月 日

会 長 印

副 会 長 印